

横川新町会会則

1. 本会は横川新町会と称し、その事務所を町会会館に置く。
2. 本会の会員は横川5丁目（但し、横川東町会員を含まない）～6丁目の地内に居住する者及び理事会の議を経た者で組織する。
3. 本会の会員は会費を納入するものとする。
4. 本会は会員相互の親睦を図ると共に会員の福祉厚生及び生活環境の向上を図ることを目的とし、併せて地域社会の発展に貢献することを理想とする。
5. 本会には次の役員を置く。

- | | | | | | |
|--|-----|--------------|------|------------|----|
| (1) 町会長 | 1名 | (2) 副町会長 | 若干名 | (3) 総務理事 | 1名 |
| (4) 会計理事 | 1名 | (5) 渉外理事 | 1名 | (6) 運営理事 | 1名 |
| (7) 理事 | 若干名 | (8) 会館長 | 1名 | (9) 会館会計理事 | 1名 |
| (10) 会計監査 | 2名 | (11) 班長 | 各班1名 | | |
| (12) 長寿会長 | 1名 | (13) 長寿会副会長 | 若干名 | | |
| (14) 青壮年部長 | 1名 | (15) 青壮年部副部長 | 若干名 | | |
| (16) 体育部長 | 1名 | (17) 体育部副部長 | 若干名 | | |
| (18) 育成部長 | 1名 | (19) 育成部副部長 | 若干名 | | |
| (20) 各種委員等（各種委員（公民館・婦人会校下連絡・三馬小地区・防犯・美化推進・健康推進・町会会館保全・民生）及びまちぐるみ福祉活動推進員、横川神社世話役） | 若干名 | | | | |
- 尚、(1)～(9)の役員を執行役員と言う。

6. 執行役員の職務は次の通りとする。

(1) 専任事項

- ① 町会長……………本会を代表する。また役員会及び理事会を統轄し町会の業務執行に関する最高の責任を負い、町会長職印を管理すると共に、町会資産管理を統轄する。
- ② 副町会長……………ア. 町会長を補佐し、必要ある時は、その業務を代行する。
イ. 三馬校下自主防災会横川新町会支部防災会の副防災会長として、消防用器具の点検を行う。
- ③ 総務理事……………町会の総務、企画、会議、文書業務を処理する。
- ④ 会計理事……………町会の会計帳簿、預金通帳、その他帳票(但し、会館に関するものを除く)を管理し、日常処理を行う。また町会の会計職印を管理する。
- ⑤ 渉外理事……………特別会員より直接に会費集金を行う。また新規加入特別会員に対し、町会長と共に会費負担の折衝を行う。必要な場合、町会の渉外業務についても町会長または副町会長と共に実践し処理する。
- ⑥ 運営理事……………町会事業計画に基づく諸行事に際し、理事会の決定を具体的に実践し処理する。
- ⑦ 理事……………①～⑥及び⑧～⑨を補佐し、必要ある時は、その業務を代行する。
- ⑧ 会館長……………会館規約ならびに運営細則に則り、会館（附属倉庫を含む）及びその収容品を日常管理し保全する。
- ⑨ 会館会計理事……………町会の会館特別会計に関わる会計帳簿、預金通帳、その他帳票を管理し日常処理を行う。また必要な場合、会館長を補佐する。

(2) 共同事項（各役職共通）

各種会議に出席し、町会の運営や諸行事の企画立案等を協議する。

(3) 分担事項（各役職共通）

- ① 分担して各班を担当し、日常活動を推進する。
 - ② 分担して防災倉庫、掲示板（4ヶ所）及び街灯の日常管理を行う。
 - ③ 分担して町会諸行事の運営を担当する。
7. 本会に顧問・相談役を置くことができる。
顧問・相談役は町会長がこれを推挙し町会長の諮問に応ずる。
 8. 本会役員は、別に定める「横川新町会役員選出細則」により選出し、総会において決定（議決）する。
 9. 本会の機関として総会・役員会・理事会を設ける。
 - (1) 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年度始めに開催する。臨時総会は理事会で必要と認めた場合に開催することができる。
総会での会則の改廃、予算及び決算の設定、役員を選出その他重要事項の決議をする。
 - (2) 総会は会員の出席数と委任状をあわせて会員の過半数で成立する。また、出席者の過半数で決議する。
 - (3) 役員会は5項の(1)～(20)までの役員で構成し、年2回を基準として町会長が招集し、本会の業務等につき協議する。
 - (4) 理事会は執行役員で構成し、毎月1回を基準として町会長が召集し、総会で決議した事項の執行及びその他重要な事項について協議する。
 10. 町会会館の運営は、理事会で協議して行う。
 11. 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入を以ってこれにあてる。会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日迄とする。会計に関する必要な事項は別に定める。
 12. 災害に備えるために災害積立金制度を設ける。
 13. 町会会館の維持管理に必要な営繕費並びに大改修に必要な資金調達を均等化するため営繕費積立金制度を設ける。
 14. 町会記念事業の円滑な推進のため記念事業積立金制度を設ける。
 15. 会則の実施に必要な細則は別にこれを定める。
 16. 三馬校下自主防災会横川新町会支部防災会を設ける。防災会の運営に必要な規約は別に定める。

附 則

1. この会則は昭和56年1月15日から一部改正実施する。
2. この会則は昭和62年4月1日から一部改正実施する。
3. この会則は平成元年4月1日から一部改正実施する。
4. この会則は平成2年4月1日から一部改正実施する。
5. この会則は平成5年4月1日から一部改正実施する。
6. この会則は平成6年4月1日から一部改正実施する。
7. この会則は平成7年4月1日から一部改正実施する。
8. この会則は平成9年4月1日から一部改正実施する。
9. この会則は平成15年4月1日から一部改正実施する。
10. この会則は平成19年4月1日から一部改正実施する。
11. この会則は平成20年4月1日から一部改正実施する。
12. この会則は平成26年4月1日から一部改正実施する。
13. この会則は平成27年4月1日から一部改正実施する。
14. この会則は平成29年4月1日から一部改正実施する。
15. この会則は令和3年4月1日から一部改正実施する。